

# 変動金利定期預金規定

(令和4年6月1日現在)

## 【Ⅰ. 共通規定】

### 1. (定期預金共通規定等)

変動金利定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期預金共通規定および通帳式定期預金共通規定により取扱います。

### 2. (預入形態)

変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入形態は、通帳式または証書式とします。(2022年6月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱は終了しております。)

### 3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書・書替継続申込書(以下「払戻請求書」といいます。)に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに口座開設店に提出してください。  
なお、証書の場合は払戻請求書に代えて、証書裏面の受取欄に記名押印していただいても差し支えありません。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、および利息を本人口座へ入金し元金を書替継続するときは、払戻請求書または証書裏面の受取欄への押印がなくても取扱います。  
なお、当行が認めた場合は、口座開設店以外の当行国内本支店でも解約できます。

### 4. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 【Ⅱ. 自動継続扱以外の場合】

### 1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元金はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとします。

### 2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により、算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 3. (利息)

#### 3. 1 単利型の場合

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および通帳(証書)記載の中間利払利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」

といたします。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により、次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および通帳(証書)記載の利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を【I. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

B. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

C. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

D. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

E. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. 2 複利型の場合

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を【I. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

B. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

C. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

D. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

E. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】

### 1. (自動継続)

(1) この預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、2022年6月1日以降新たな証書の取扱は終了したため、自動継続後の証書の再

製は通帳への切替の取扱となります。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により、算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

## 2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を、加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

## 3. (利息)

### 3. 1 単利型の場合

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および通帳(証書)記載の中間利払利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
  - ② 中間利払日数および通帳(証書)記載の利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を【I. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
  - ① 預入日(継続したときは最後の継続日)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。  
この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
B. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C. 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D. 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E. 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. 2 複利型の場合

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を【1. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
  - ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
B. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C. 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D. 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E. 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以 上